

青森県報

第二千五百二十一号

平成十七年
八月二十六日
(金曜日)

目次

軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	一
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(同)	一
字区域の変更	(市)	二
町区域の変更	(振興課)	二
公共測量の実施	(監理課)	三
道路の区域の変更	(道路課)	四
道路の供用の開始	(同)	四
係数装置の購入に係る一般競争入札	(経理課)	五

告 示

青森県告示第六百九十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第二項の規定により、大阪府知事、山口県知事及び香川県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を行った旨の通知があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項前段の規定により告示する。

平成十七年八月二十六日

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
日之出石油株式会社	仲西 良美	大阪府羽曳野市野々上四の六の一八	平成二七・五・一
住福燃料株式会社	石丸 秀宣	山口県周南市千代田町一一の八	二七・二・一
ことでんサービス株式会社	真鍋 康彦	香川県高松市常磐町一丁目三の一	二七・五・一〇

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第六百九十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、山形県知事、栃木県知事、群馬県知事、千葉県知事、東京都知事、岐阜県知事、大阪府知事、福岡県知事、長崎県知事、熊本県知事及び大分県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社中昭	中川 昭彦	山形県上山市弁天二丁目三の一七	平成二七・三・三
株式会社高山商店	高山 永一	栃木県今市市平ヶ崎八五	二七・四・三〇
須田商事株式会社	須田 安紲	栃木県栃木市園部町二の九の三六	二七・五・三
株式会社大國石油	大沢 国雄	群馬県太田市世良田町一一〇〇	二七・九・三〇
株式会社久保田商事	久保田 重作	群馬県太田市下田島五七八の二	"

荻原石油株式会社	荻原 栄一	群馬県太田市小舞木町二九	"
株式会社源石油	宍倉 久直	千葉県千葉市若葉区みつわ台二の一の一の一	一七・三・三
椎津石油株式会社	田丸 睦雄	千葉県市原市椎津七三の四	一七・六・〇
株式会社サン・プロパティーズ	大塚 洋二	千葉県浦安市弁天一の一三三の一	一七・三・三
日本燃料株式会社	河崎 哲朗	東京都新宿区新宿一の一〇の三	一七・五・七
株式会社鈴木砥油店	鈴木 務	東京都足立区島根一の一〇の二七	一七・四・三
小野路石油株式会社	大谷 陽子	東京都町田市小野路町一〇〇九	一七・三・一
大昭石油株式会社	小堀 豊	東京都港区浜松町二の四の二一	一七・三・三
名岐産業株式会社	樋口 英雄	岐阜県岐阜市市橋三の一の二三	一七・四・三
檉山 重治		大阪府池田市宇保町一の一	一七・三・三
山下石油株式会社	山下 哲郎	福岡県福岡市中央区天神三丁目一〇の五	一七・二・六
株式会社山下石油店	山下 林作	長崎県長崎市滑石五丁目一の五八	一七・三・三
株式会社榊田商店	榊田 カズ子	熊本県熊本市高橋町五六	一七・五・一
大分トヨタ商事株式会社	佐々木 隆之助	大分県大分市宮崎口ノ坪一四二七の一	一七・五・〇
大分菱油株式会社	幸重 綱二	大分県大分市碩田町二丁目二の九	一六・三・〇

青森県告示第六百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、むつ市長からむつ市の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市大字大平字大平国有林一三〇林班ろ²小班、は⁴小班、イ小班で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の五〇六六の点から五〇八三の点までの点を順次連結する線及び五〇六六の点と五〇八三の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字大平字大平に編入する。

五〇六六	点	X座標	+一四四四九〇・〇七メートル
		Y座標	+二六七九七・六九メートル
五〇六七	点	X座標	+一四四四五四・〇一メートル
		Y座標	+二六八〇七・九九メートル
五〇六八	点	X座標	+一四四四五七・七六メートル
		Y座標	+二六八三八・七六メートル
五〇七〇	点	X座標	+一四四三九三・八二メートル
		Y座標	+二六八五三・九二メートル
五〇七二	点	X座標	+一四四三七五・〇一メートル
		Y座標	+二六八七八・二四メートル
五〇五四	点	X座標	+一四四三四二・一六メートル
		Y座標	+二六八八五・五六メートル
五〇五三	点	X座標	+一四四三三一・〇三メートル
		Y座標	+二六八六七・二六メートル
五〇五二	点	X座標	+一四四三三一・八八メートル
		Y座標	+二六八四八・二四メートル
五〇五一	点	X座標	+一四四三六七・一〇メートル
		Y座標	+二六八三四・一五メートル
五〇五〇	点	X座標	+一四四四〇〇・二一メートル
		Y座標	+二六八〇五・二一メートル
五〇四九	点	X座標	+一四四四一七・三三メートル
		Y座標	+二六七九五・八九メートル
五〇四八	点	X座標	+一四四四四五・八九メートル

五〇四七	点	X座標	+ 二六七六四・三一メートル
		Y座標	+ 二四四四九・四七メートル
五〇四六	点	X座標	+ 二六七三七・三四メートル
		Y座標	+ 二四四四九・三七メートル
五〇八二	点	X座標	+ 二六七六〇・二八メートル
		Y座標	+ 二四四四九・二九メートル
五〇八三	点	X座標	+ 二四四四九・二五メートル
		Y座標	+ 二六七七六・〇八メートル

青森県告示第六百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、むつ市長からむつ市の町の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

むつ市脇野沢源藤城国有林九八三林班い小班、ろ小班、に₃小班、ほ小班、よ₈小班、ら₂小班、ら₃小班、ル小班、ワ小班で、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の三二四八の点から三二六一までの点を順次連結する線及び三二四八の点と三二六一の点を結ぶ線で囲まれる区域、三二四二の点から三二五九までの点を順次連結する線及び三二四二の点と三二五九の点を結ぶ線で囲まれる区域、三二三五の点から三二七二までの点を順次連結する線及び三二三五の点と三二七二の点を結ぶ線で囲まれる区域を脇野沢九艘泊に編入する。

三二四八	点	X座標	+ 二七一八三・一一メートル
		Y座標	- 四七九一・二七メートル
三二四九	点	X座標	+ 二七一六六・七五メートル
		Y座標	- 四七九四・七四メートル
三二五〇	点	X座標	+ 二七一五一・八九メートル
		Y座標	- 四七六九・一六メートル

三二六一	点	X座標	+ 二七一七七・五八メートル
		Y座標	- 四八〇一・八六メートル
三二六二	点	X座標	+ 二七一七三・〇七メートル
		Y座標	- 四八〇九・〇八メートル
三二六四	点	X座標	+ 二七一六四・三〇メートル
		Y座標	- 四八一六・九三メートル
三二六五	点	X座標	+ 二七一六六・〇六メートル
		Y座標	- 四八三九・二三メートル
三二六六	点	X座標	+ 二七一四五・七三メートル
		Y座標	- 四八四二・三七メートル
三二六七	点	X座標	+ 二七一二四・〇九メートル
		Y座標	- 四八五六・八五メートル
三二六八	点	X座標	+ 二七一〇一・三二メートル
		Y座標	- 四八六六・四六メートル
三二六九	点	X座標	+ 二七〇九七・五一メートル
		Y座標	- 四八六二・四三メートル
三二七〇	点	X座標	+ 二七〇九五・〇五メートル
		Y座標	- 四八四三・九六メートル
三二五三	点	X座標	+ 二七一〇二・七五メートル
		Y座標	- 四八三三・〇七メートル
三二五二	点	X座標	+ 二七一二〇・三〇メートル
		Y座標	- 四八二一・八七メートル
三二五一	点	X座標	+ 二七一三六・七六メートル
		Y座標	- 四八〇九・九一メートル
三二四二	点	X座標	+ 二七二二七・二〇メートル
		Y座標	- 四七七六・三八メートル
三二四三	点	X座標	+ 二七二二四・二五メートル
		Y座標	- 四七六一・〇四メートル
三二四四	点	X座標	+ 二七一九八・七一メートル
		Y座標	- 四七六九・一六メートル

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年九月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	一〇三号	青森市大字浜田字玉川三四五から 青森市大字浜田字玉川二〇二の一まで		前 二二・〇〇メートルから 後 二二・〇〇メートルまで	二七五・六〇メートル		
2	県 道	青森田代十和田線	青森市大字幸畑字唐崎三九の一から 青森市大字幸畑字阿部野一二の三四まで		前 一四・五〇メートルから 後 一四・五〇メートルまで	三四〇・八〇メートル		
3	県 道	青森十和田湖自転車道線	青森市大字幸畑字唐崎三九の一から 青森市大字幸畑字阿部野一二の三四まで		前 一五・〇〇メートルから 後 一五・〇〇メートルまで	四七〇・一〇メートル		

青森県告示第六百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年九月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日
国道一〇三号	青森市大字浜田字玉川三四五から 青森市大字浜田字玉川二〇二の一まで	平成二〇・六・二六
県道青森田代十和田線	青森市大字幸畑字唐崎三九の一から 青森市大字幸畑字阿部野一二の三四まで	"

県道青森十和田湖自転車道線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
青森市大字幸畑字唐崎三九の一から 青森市大字幸畑字阿部野一二の三四まで	四七七・五〇メートル		

公 告

係数装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による液体シンチレーション計数装置 二式

二 納入期限

平成十八年三月十日

三 納入場所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

青森県原子力センター

青森市東造道一丁目の一

青森県原子力センター青森市駐在

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十七年十月五日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十七年十月十二日 午後一時三十分

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な説明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該説明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Two (2) Low Background Liquid Scintillation Systems
- 2 Time limit for tender:
5:15 P.M.October 5, 2005
- 3 Contact Point for the notice:
Management Section
Management Division
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭